

西之表市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」

平成 29 年 8 月 25 日

西之表市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。

西之表市においては、複合経営による農業生産を展開してきたが、近年経営の安定化を図る為、基盤整備済み地区においては、収益性の高い輸送野菜の導入が盛んになっており、高収益性作目の導入が積極的に図られていることから、今後は、担い手を中心に畑かん営農に対する作付体系の確立と併せて産地化を推進する。

また、畑作を中心に経営規模の拡大を志向する土地利用型農家と施設園芸等集約的経営を展開する農家の間で、労働力提供、農地の集約化のための利用調整・交換等を進め、その役割分担を図りつつ、地域複合としての農業の発展を目指しながら、農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本とし、引き続き、本市の農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めることとしている。

特に、農業就業人口の減少や高齢化に伴い、農業後継者に継承されない農地や担い手に集積されない農地で、一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、遊休農地の発生予防、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、西之表市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成 35 年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成 29 年 4 月)	3,170ha	37.7ha	1.19%
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	3,070ha	29.7ha	0.97%
目 標 (平成 35 年 4 月)	3,004ha	24.7ha	0.82%

注1：「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標としている。

【目標設定の考え方】

- ・遊休農地の割合を1%以下とすることを目標とし、現状の農地面積に対し7ha以上の解消が必要であることから、平成35年までに、単年度解消目標面積を1haとする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

農地パトロールを通じて、農地の利用状況や利用意向の把握に努めながら、耕作放棄地再生利用緊急対策や日本型直接支払制度等各般の事業の活用を促進し、耕作放棄地の発生防止・解消の取組みを推進する。

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制またはチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から、農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 29 年 4 月)	3,170ha	954ha	30.1%
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	3,070ha	1,604ha	52.3%
目 標 (平成 35 年 4 月)	3,004ha	1,904ha	63.4%

注 1：「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は 80%を目標としている。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業 者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達 者	特定農業 団体その 他の集落 営農組織
現 状 (平成 29 年 4 月)	1,310 戸 (401 戸)	154 経営体	16 経営体	12 経営体	0 団体
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	1,208 戸 (401 戸)	154 経営体	32 経営体	20 経営体	0 団体
目 標 (平成 35 年 4 月)	1,160 戸 (401 戸)	154 経営体	50 経営体	20 経営体	0 団体

注 1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内的の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。また、上記の参考値は、「人・農地プラン」等の見直しに当たっても活用する。

注 2：「総農家数（うち、主業農家数）」は、2015 年農林業センサスの数値を記入する。

【目標設定の考え方】

・西之表市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成 28 年 12 月作成）の中の、効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標値が 50%となっていることから、平成 32 年度までに、約 650ha を担い手への農地の集積目標面積とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

農用地の利用集積に関する目標を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携のもと、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引き受け手）の状況等に応じ、特に認定農業者を中心に、地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用集積の取組みを促進すると共に情報の共有を図る。

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

○ 農業委員会として、地域（1 集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに参画する。

② 農地中間管理機構等との連携について

○ 農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○ 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○ 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

⑤ 相続未登記農地の発生防止に向けた運動的な取組の推進

○ 農地所有者に対し、遺言の作成等相続の円滑化、相続登記の重要性など相続関係の知識の啓発を行うとともに、必要な支援を行う。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成 29 年 4 月）	3 人 （ 1.5ha）	1 法人 （ 9.4ha）
3 年後の目標 （平成 32 年 4 月）	12 人 （ 6.0ha）	2 法人 （ 9.9ha）
目 標 （平成 35 年 4 月）	18 人 （ 9.0ha）	3 法人 （ 10.4ha）

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

【目標の設定の考え方】

・過去の実績により、単年度目標を新規参入者 3 名、新規参入者 1 人当たりの取得目標面積を下限面積の 50a とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくために、就農相談から経営定着の段階まできめ細やかに対応していくことが重要であり、地域の総力を挙げて、地域の中心的な経営体へ育成する。

また、新規就農のための農地の確保について、積極的な農地のあっせんや情報の共有を図ることで、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

① 関係機関との連携について

○ 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、新規参入者へのサポート体制を構築していく。

② 企業参入の推進について

○ 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

○ 農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進する。

○ 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備と態勢を図る。